

「中小規模会社の 「監査役監査基準」の手引書」 の改定について

公益社団法人日本監査役協会
事業部業務第二課



進化するコーポレート・ガバナンスの担い手として

日本監査役協会

JASBA

1. 改定の経緯

- ▶ 本手引書の従来版は2017年公表であり、以降の法令等改正及び監査役監査基準の改定（2021年、2022年）を未反映の状態であった。
 - ←改定内容において中小規模会社の実務に関わる事項がほぼ無いと判断されたことがその理由
- ▶ 2021年改定では他機関設計版の基準との平仄を合わせる目的で条文構造を修正した箇所等もあり、中小規模会社の監査役等がそのままご参照いただきにくい状態となっていた。
（「監査役協議会規則（サンプル）」も、2021年の会規則ひな型改定の内容が反映されていない）
- ▶ 今般、「中期事業計画」における戦略目標の一つであるSME（Small and Medium-sized Enterprises）向け事業の横断的展開・構築の達成に向けた取組みの一環として本手引書の改定版をご用意すべく、事務局にて改定案を起案し、監査法規委員会にて検討を行った。

2. 本手引書の概要 (1/2)

監査役の職責は会社法に根拠を置くものであり、監査役会の有無、会計監査人の有無といった機関設計の違いを除けば、監査範囲を会計監査に限定しない限り、その権限、義務、責任に違いはない。しかし、個社において具体的に「何を、どこまで、どのように」監査を行うべきかの検討は、リソースに限りのある中小規模会社の監査役にとっては大きな課題である。



こうした会員各位の悩み、要望を踏まえ、基準を参考に自社基準を作成される際は勿論のこと、自社基準に基づいて監査を実践される際にも参考として役立てていただくことを目的として作成されたのが本手引書。

当協会「監査役監査基準」

中小規模会社における機関設計を前提とした修正例である「規定例」

第1章 本基準の目的 ⁴¹		
1 本章は、全ての監査役に適用される。 ⁴²		
2 監査役監査基準は、第1条に規定のとおり、監査役の職責とそれを果たすための心構えを明らかにし、監査を行う際の基準と行動指針を定めるものである。 ⁴³ 監査役は、自社の監査規程に則して行動しなければならないことは当然であるが、自社の企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の状況にも配慮して監査活動を実施することが重要である。 ⁴⁴		
3 なお、本基準は、全ての監査役を対象にしているが、定款の定めにより監査役の監査範囲を会計に関するものに限定している場合（法389）は含まない。 ⁴⁵		

協会の監査役監査基準 ⁴⁶ (下線は規定例における変更箇所) ⁴⁷	機関設計が「取締役会+監査役」の場合 ⁴⁸	
	規定例 ⁴⁹	規定例適用における解説等 ⁵⁰
第1章 本基準の目的 ⁵¹ (目的) ⁵² 第1条 ⁵³ 1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものである。 【Lv.5】 ⁵⁴	第1章 本基準の目的 ⁵⁵ 基本規定例 基準通り ⁵⁶ 第1条 (目的) ⁵⁷ 1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものである。 ⁵⁸	【解説1】 基本規定例（監査体制について） ⁵⁹ 第1条は、自社の機関設計にかかわらず、協会基準の通りで良い。 ⁶⁰ 1項の「監査体制のあり方」については、中小会社であっても、監査が実効的に行われるための「体制」整備に努めることは重要である。 ⁶¹ 第1条に関する会社法関連規定 ⁶² 監査役監査の執行のための必要な体制整備（施行規則105②、③） ⁶³ 監査役監査の具体的な体制整備（法348②四、施行規則98④、法362②六、施行規則100②） ⁶⁴

規定例の適用における解説等（会社法関連規定の紹介含む）

2. 本手引書の概要 (2/2)

今回の改定では、下記のうち、特にNo.2及びNo.6について、監査役監査基準及び監査役会規則ひな型の改定の内容を反映した。

No.	目次	概要
1	〔第1部〕 監査基準を理解するための会社法	中小規模会社の監査実務に照らした会社法の解説
2	〔第2部〕 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書	中小規模会社の監査実務に照らした基準の修正例及び解説（本手引書のメインコンテンツ）
3	〔参考資料1〕 監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示	「監査役監査実施要領」をベースとした中小規模会社の監査実務の解説
4	〔参考資料1 添付資料1〕 年間監査業務計画表	中小規模会社の監査実務に即した年間のスケジュール例
5	〔参考資料1 添付資料2〕 ①監査報告書（ひな型） ②監査役協議会を設け、かつ任意監査を依頼している場合の監査報告書（サンプル）	「監査報告のひな型」の中小規模会社向けのアレンジ例
6	〔参考資料2〕 監査役協議会規則（サンプル）	「監査役会規則（ひな型）」をベースとした監査役協議会規則のサンプル

3. 改定の主要なポイント

➤ 〔第2部〕 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書

2021/2022年の監査役監査基準改定内容に即して「規定例」を修正した。

ただし、当時の改定条文のうち、CGコード改訂に伴うものは、元々本手引書では中小規模会社に照らし「削除」の対応が例示されているため、規定例の修正は原則として無し。

3機関設計の基準の平仄合わせに伴う改定箇所が今回の修正の中心となっている。

（次頁以下において、基準改定の概要に即して改定箇所を摘示する）

➤ 〔参考資料2〕 監査役協議会規則（サンプル）

2021年の監査役会規則（ひな型）の改定においては、「組織としての監査役会を運営するための規則を各社で作成される際のモデル例」との位置づけ（及び監査役監査基準との位置づけの違い）を再度確認するため、基準との重複感のある条文を削除した。

本サンプルについても、会規則ひな型との平仄を合わせる形で条文を整理している。

（ただし、「監査役協議会の目的」（第3条）については敢えて維持している）

4. 2021/2022年基準改定の概要 (1/3)

1. 改正会社法への対応

- ・ 会社法第361条第7項に定める取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に対する取締役会の決定プロセス等に対する監査
(監査役監査基準第49条→P138)
- ・ 会社法第430条の2に定める補償契約、第430条の3に定める役員等のために締結される保険契約に係る監査
(監査役監査基準第27条→P98)
- ・ 会社法第849条の2に定める訴訟上の和解に係る同意の手續及び第850条に定める異議の判断に係る手續
(監査役監査基準第56～57条→P149～150)
- ・ 会社法第325条の2に定める株主総会資料の電子提供制度への対応
(監査役監査基準第63条→P157)

4. 2021/2022年基準改定の概要 (2/3)

2. コーポレートガバナンス・コードへの対応

- ・ 監査役及び監査役会の役割・責務として監査役の選解任・報酬の決定に係る権限への言及（監査役監査基準第9条補足（及びそれを参照する第12条補足）→P61）
- ・ 指名・報酬委員会等への監査役・監査等委員の参加（監査役監査基準第14条第3項→P73）
- ・ 監査役等が備えることが望ましい知識・経験・能力等に関する言及（監査役監査基準第10条第2項→P62）
- ・ いわゆるスキル・マトリックスをはじめとする開示）を踏まえた対応（監査役監査基準第10条第6項→P64）
- ・ 内部監査部門から監査役会に対して直接報告を行う仕組みの構築についての対応（監査役監査基準第38条第5項→P124）
- ・ 株主等との対話の相手方としての監査役への言及（監査役監査基準第15条→P74）

※本カテゴリーの改定は中小規模会社は対象外のため手引書では「削除」の対応が基本となるが、一部については趣旨を反映した修正を提案している箇所もある。

なお、本手引書が参照する監査役監査基準において2026年の改訂が未反映であることから、本手引書においても改訂前の表現及び原則番号の表記となっていることにご留意いただきたい。

4. 2021/2022年基準改定の概要 (3/3)

3. 監査人の監査基準の改訂への対応

- ・ 監査上の主要な検討事項（KAM）についての言及
（監査役監査基準第48条補足→P136 ※任意監査に関しP196で加筆）
- ・ 「その他の記載内容」に係る対応（監査役監査基準第48条第2項→P135）

4. 各機関設計間の記載振り・体裁の統一

- ・ 特定監査役／監査委員／監査等委員、選定監査委員／監査等委員に係る
条文の整理（監査役監査基準第11条→P66）
- ・ 監査役監査基準第6章（業務監査）の条文構成の再検討（→P84～）
（監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準における構成との統一）
- ・ 前回改定時に監査役監査基準のみにおいて記載していた「補足」「参考」
について監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準においても収録
- ・ その他細部の文言の差異についての再検討

5. Word版のご用意

➤ 会員向けには会員専用電子図書館で加工可能なデータを提供。

当協会「マイページ」→「会員向け情報」→「電子図書館（会員専用）」→「B.その他資料」